

第一種フロン類回収業者 登録申請の手引き

「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」
(フロン回収破壊法)に基づく第一種フロン類回収業の登録申請にあたっては、
この手引きに基づいて申請書を作成してください。

1. 記入に際して

- (1) 申請書等に、必要事項を記入のうえ、提出書類一覧表により確認した後、
所管の健康福祉センターに提出してください。
- (2) 提出部数は1部です。(申請者において提出書類の控えを保管してください。)

2. 申請に伴う手数料

- (1) 登録申請手数料 5,000円(更新時は4,000円)
- (2) 手数料相当額の福井県証紙を用意してください。

3. 申請窓口

福井県 福井健康福祉センター 環境廃棄物対策課 〒918-8540 福井市西木田2丁目8-8	0776-36-1116
福井県 坂井健康福祉センター 環境衛生課 〒919-0632 あわら市春宮2丁目21-17	0776-73-0600
福井県 奥越健康福祉センター 環境衛生課 〒912-0084 大野市天神町1-1	0779-66-2076
福井県 丹南健康福祉センター 環境廃棄物対策課 〒916-0022 鯖江市水落町1丁目2-25	0778-51-0034
福井県 二州健康福祉センター 環境廃棄物対策課 〒914-0057 敦賀市開町6-5	0770-22-3747
福井県 若狭健康福祉センター 環境衛生課 〒917-0073 小浜市四谷町3-10	0770-52-1300

平成19年10月

福 井 県

提出書類一覧表

申請の際は、この「提出書類一覧表」(確認後のもの)を添付して下さい。

[第一種フロン類回収業者] (申請者)

提出書類等	確認欄
<p>1. 申請書(様式第1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請する事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載した様式1を添付 	
<p>2. 本人を確認できる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人である場合は、発行日より3ヶ月以内の登記事項証明書 ・個人の場合は、発行日より3ヶ月以内の住民票の写し(外国人にあっては外国人登録証明書の写し) 	
<p>3. フロン類回収設備の所有権を有することを示す書類(所有権を有しない場合は、使用する権限を有することを示す書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自ら所有している場合は、購入契約書、納品書、領収書、購入証明書等のうち、いずれかの写し ・自ら所有権を有していない場合は、借用契約書、共同使用規程書、管理要領書等のうち、いずれかの写し 	
<p>4. フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を示す書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書に記載する以下の事項について、それを示す書類として、取扱説明書、仕様書、カタログ等の写し <p style="margin-left: 20px;">フロン類の回収設備の種類 CFC用、HCFC用、HFC用、CFC・HCFC兼用、CFC・HFC兼用、HCFC・HFC兼用、CFC・HCFC・HFC兼用</p> <p style="margin-left: 20px;">回収設備の能力 200g/min未満、200g/min以上</p>	
<p>5. 申請者(法人である場合にあっては、その法人の役員を含む。)が法第11条第1項各号の欠格要件に該当しないことを誓約した旨の誓約書</p>	
<p>6. フロン類の回収に携わる者が所有する資格等を示す書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第20条第2項において、回収の際の基準として、フロン類およびフロン類の回収方法について十分な知見を有する者が、フロン類の回収を自ら行い又は立ち合うことが定められていますので、資格等を示す書類の添付をお願いします。 (資格等がない場合には、事業開始までに資格等を取得してください。) 業務用冷凍空調機器の回収に関する主な資格として、次のものがあります。 <ul style="list-style-type: none"> ア.冷媒回収促進・技術センター(RRC)が認定した冷媒回収技術者 イ.高圧ガス製造保安責任者(冷凍機械) ウ.冷凍空気調和機器施行技能士 エ.高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者 オ.フロン回収協議会等が実施する技術講習合格者 カ.冷凍空調技士(日本冷凍空調学会) キ.技術士(機械部門(冷暖房・冷凍機械)) 	
<p>7. 登録申請手数料(福井県証紙)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・額面合計が5,000円分(更新時は4,000円分)の福井県証紙 ・提出窓口で書類に不備がないことを確認した後、申請書(様式第1)の余白に貼付 	

用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

登録の基準等について

次の欠格条項のいずれかに該当する場合又は第一種フロン類回収業者に係る登録の基準に適合していない場合は、登録することができません。

登 録 の 基 準 等	チェック欄										
<p>特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第 11 条第 1 項に定める欠格事項</p> <p>登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は登録できません。</p> <table border="1" data-bbox="322 647 1235 1335"> <tr> <td data-bbox="322 647 1235 882"> <p>成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの この法律の規定若しくは使用済自動車再資源化法の規定（引取業者、第二種フロン類回収業者又は自動車製造業者等に係るものに限る。）又はこれらの規定に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者</p> </td> <td data-bbox="1235 647 1406 882"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="322 882 1235 978"> <p>第 17 条第 1 項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から 2 年を経過しない者</p> </td> <td data-bbox="1235 882 1406 978"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="322 978 1235 1149"> <p>第 9 条第 1 項の登録を受けた者で法人であるものが第 17 条第 1 項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前 30 日以内にその第一種フロン類回収業者の役員であった者でその処分のあった日から 2 年を経過しないもの</p> </td> <td data-bbox="1235 978 1406 1149"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="322 1149 1235 1245"> <p>第 17 条第 1 項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者</p> </td> <td data-bbox="1235 1149 1406 1245"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="322 1245 1235 1335"> <p>法人であって、その役員のうちの前各号のいずれかに該当する者があるもの</p> </td> <td data-bbox="1235 1245 1406 1335"></td> </tr> </table>	<p>成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの この法律の規定若しくは使用済自動車再資源化法の規定（引取業者、第二種フロン類回収業者又は自動車製造業者等に係るものに限る。）又はこれらの規定に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者</p>		<p>第 17 条第 1 項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から 2 年を経過しない者</p>		<p>第 9 条第 1 項の登録を受けた者で法人であるものが第 17 条第 1 項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前 30 日以内にその第一種フロン類回収業者の役員であった者でその処分のあった日から 2 年を経過しないもの</p>		<p>第 17 条第 1 項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者</p>		<p>法人であって、その役員のうちの前各号のいずれかに該当する者があるもの</p>		
<p>成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの この法律の規定若しくは使用済自動車再資源化法の規定（引取業者、第二種フロン類回収業者又は自動車製造業者等に係るものに限る。）又はこれらの規定に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者</p>											
<p>第 17 条第 1 項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から 2 年を経過しない者</p>											
<p>第 9 条第 1 項の登録を受けた者で法人であるものが第 17 条第 1 項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前 30 日以内にその第一種フロン類回収業者の役員であった者でその処分のあった日から 2 年を経過しないもの</p>											
<p>第 17 条第 1 項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者</p>											
<p>法人であって、その役員のうちの前各号のいずれかに該当する者があるもの</p>											
<p>第一種フロン類回収業者の登録の基準（施行規則第 3 条）</p>											
<p>フロン類の引取りに当たっては、申請に係る事業所ごとに、申請書に記載されたフロン類回収設備が使用できること。</p>											
<p>申請書に記載されたフロン類回収設備の種類が、その回収しようとするフロン類の種類に対応するものであること。</p>											
<p>申請に係る第一種特定製品であってフロン類の充てん量が 50kg 以上のものがある場合には、当該第一種特定製品に係るフロン類の種類に対応するフロン類回収設備が、1 分間に 200g 以上のフロン類を回収できるものであること。</p>											

様式第1(第2条関係)
(表面)

第一種フロン類回収業者 登録の更新 申請書

登録番号	
登録年月日	

年 月 日

福井県知事 西川 一誠 殿

(郵便番号)
住 所

氏 名

印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律 第9条第2項
第12条第2項

の規定により、必要な書類を添えて第一種フロン類回収業者の登録の更新を申請します。

事業所の名称及び所在地			
名 称			
所在地	(郵便番号)		
電話番号			
回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類			
回収の対象とする第一種特定製品の種類等	回収しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1)エアコンディショナー			
(2)冷蔵機器・冷凍機器			
フロン類の充てん量が50kg以上の第一種特定製品			
フロン類回収設備の種類、能力及び台数			
設備の種類	能 力		
	200g/min 未満	200g/min 以上	
CFC 用	台	台	
HCFC 用	台	台	
HFC 用	台	台	
CFC、HCFC 兼用	台	台	
CFC、HFC 兼用	台	台	
HCFC、HFC 兼用	台	台	
CFC、HCFC、HFC 兼用	台	台	

様式第 1

(裏面)

- 備考 1 印の欄は、更新の場合に記入すること。
- 2 「回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものに丸印を記入すること。
- 3 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
- 6 下記の欄には、申請に係る事項の補足的説明、フロン類の回収を自ら行う者又はフロン類の回収に立ち会う者の氏名等を、任意に記載することができる。

--

誓 約 書

登録申請者（申請者が法人である場合にあっては、その法人およびその法人の代表者）は、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」（以下、法律という。）第 11 条第 1 項に定める下記の欠格要件のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

平成 年 月 日

住所 _____

申請者

氏名 _____ 印 _____

福井県知事 西川 一誠 殿

記

- 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 2 この法律の規定若しくは使用済自動車再資源化法の規定（引取業者、第二種フロン類回収業者又は自動車製造業者等に係るものに限る。）又はこれらの規定に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- 3 法律第 17 条第 1 項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から 2 年を経過しない者
- 4 法律第 9 条第 1 項の登録を受けた法人が法律第 17 条第 1 項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前 30 日以内にその第一種フロン類回収業者の役員であった者でその処分のあった日から 2 年を経過しないもの
- 5 法律第 17 条第 1 項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 6 法人であって、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

記載例

様式第1(第2条関係)
(表面)

第一種フロン類回収業者 登録申請書 登録の更新

該当しない方を消す
(新規は下部分を消す)

登録番号	
登録年月日	

福井県知事 西川 一誠 殿

新規は未記入
(更新時に記入)

(郵便番号) 123 - 4567
住所 福井市 1丁目2番3号

申請する日を記入

平成19年10月1日

氏名 フロン回収破壊株式会社 印
代表取締役 回収 太郎
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 () 23 - 4567

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律 第9条第2項
第12条第2項

の規定により、必要な書類を添えて第一種フロン類回収業者の登録の更新を申請します。

事業所の名称及び所在地			
名称	フロン回収破壊株式会社 福井事業所		
所在地	(郵便番号) 123 - 4567 福井県福井市 1丁目2番3号 電話番号 (098)765 - 4321		
回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類			
回収の対象とする第一種特定製品の種類等	回収しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1) エアコンディショナー			
(2) 冷蔵機器・冷凍機器			
フロン類の充てん量が50kg以上の第一種特定製品			
フロン類回収設備の種類、能力及び台数			
設備の種類	能力		台数
	200g/min 未満	200g/min 以上	
CFC 用	2		台
HCFC 用		1	台
HFC 用			台
CFC、HCFC 兼用			台
CFC、HFC 兼用			台
HCFC、HFC 兼用			台
CFC、HCFC、HFC 兼用	2		台

該当する欄に
を付ける。

50kg 以上の特定製品の取り扱いには、200g/min 以上の設備能力があること。

「回収しようとするフロン類の種類」と「設備の種類」が一致していること。

事業所ごとに、所有あるいは使用権限のある設備の台数を記入する。

記 載 例

様式第 1

(裏面)

- 備考 1 印の欄は、更新の場合に記入すること。
- 2 「回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものに丸印を記入すること。
- 3 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
- 6 下記の欄には、申請に係る事項の補足的説明、フロン類の回収を自ら行う者又はフロン類の回収に立ち会う者の氏名等を、任意に記載することができる。

フロン類及びフロン類の回収方法について十分な知見を有する者

職氏名 福井事業所 業務課長
資 格 冷媒回収促進・技術センター (RRC) が認定した冷媒回収技術者

フロン類の回収を自ら行う者又はフロン類の回収に立ち会う者の氏名等記入

記載例 (県内にフロン回収を行う事業所が複数の場合の2枚目以降)

様式第1(第2条関係)
(表面)

第一種フロン類回収業者 登録の更新 申請書

登録番号	
登録年月日	

年 月 日

福井県知事 西川 一誠 殿

(郵便番号)
住 所

氏 名

印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

上段は記入不要

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律 第9条第2項
第12条第2項

の規定により、必要な書類を添えて第一種フロン類回収業者の登録の更新を申請します。

事業所の名称及び所在地			
名 称	フロン回収破壊株式会社 敦賀営業所		
所在地	(郵便番号) 098-5467 福井県敦賀市 9丁目8番7号 電話番号 (098)865-4321		
回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類			
回収の対象とする第一種特定製品の種類等	回収しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1) エアコンディショナー			
(2) 冷蔵機器・冷凍機器			
フロン類の充てん量が50kg以上の第一種特定製品			
フロン類回収設備の種類、能力及び台数			
設備の種類	能 力		
	200g/min 未満	200g/min 以上	
CFC 用	台	台	
HCFC 用	台	台	
HFC 用	台	台	
CFC、HCFC 兼用	台	台	
CFC、HFC 兼用	台	台	
HCFC、HFC 兼用	台	台	
CFC、HCFC、HFC 兼用	3	台	台

2枚目以降には「事業所の名称」以降の欄について記入

記載例 (県内にフロン回収を行う事業所が複数の場合の2枚目以降)

様式第1

(裏面)

- 備考
- 1 印の欄は、更新の場合に記入すること。
 - 2 「回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものに丸印を記入すること。
 - 3 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
 - 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 5 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
 - 6 下記の欄には、申請に係る事項の補足的説明、フロン類の回収を自ら行う者又はフロン類の回収に立ち会う者の氏名等を、任意に記載することができる。

フロン類及びフロン類の回収方法について十分な知見を有する者

職氏名 敦賀営業所 業務課長
資格 高圧ガス製造保安責任者(冷凍機械)

フロン類の回収を自ら行う者又はフロン類の回収に立ち会う者の氏名等記入

フロン類回収量等の記録・報告、変更届出、登録更新および廃止届出について

1 フロン類回収量等に関する記録（別紙様式）

第一種フロン類回収業者は、フロン類回収量等に関する記録が義務付けられています。

記録する内容

- ア 第一種特定製品の整備時又は廃棄等が行われる場合、回収を行ったときごとに、整備又は廃棄等の別、回収した年月日、整備の発注者及び整備者又は廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所、第一種特定製品の種類及び台数、回収量（ただし、整備時において回収した後に再び当該製品に充填した量は除く）
- イ フロン類破壊業者に引き渡したときごとに、引き渡した年月日、破壊業者の氏名又は名称、引き渡し量
- ウ 自ら再利用したときごとに、年月日、再利用量。再利用するものに引き渡したときごとに、年月日、引き渡した者の氏名又は名称、引き渡し量
- オ 引き渡し先の例外として都道府県知事が認めた者に引き渡したときごとに、年月日、引き渡した者の氏名又は名称、引き渡し量

(注)

- ・ フロンの種類については、CFC,HCFC,HFC の区分のみならず、冷媒番号(R12,R134a 等)を付記してもかまいません。(例 CFC(R12))
- ・ 第一種特定製品の種類については、日本商品分類名等の細かい分類(例えば、除湿器、ショーケース等)を付記してもかまいません。(例 エアコンディショナー(除湿器)、冷凍・冷蔵機器(ショーケース))
- ・ 福井県では引き渡し先の例外を定めていません。

記録は帳簿を備え、5年間保存しなければなりません。

帳簿のかわりに電子媒体により作成し、保存することができます。

2 フロン類回収量等に関する報告（様式第3）

第一種フロン類回収業者は、様式第3により作成した報告書を年度終了後45日以内に登録を申請した健康福祉センターに提出しなければなりません。

登録を受けた都道府県ごとの報告になりますので、福井県内の区域(回収した場所)に関する回収量を報告してください。

3 変更届出（様式第2）

次の事項を変更したときは、30日以内に変更届を提出しなければなりません。

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人の場合は代表者氏名
（添付書類）
 - 個人の場合 住民票の写し（外国人にあっては外国人登録証明書の写し）
 - 法人の場合 登記事項証明書
- イ 事業所の名称及び所在地
- ウ その業務に係る第一種特定製品の種類及び回収しようとするフロン類の種類
- エ 回収の用に供する設備の種類

【ウ、エの変更の場合における添付書類】

1. フロン類回収設備の所有権を有すること（所有権を有しない場合は、使用する権限を有すること）を示す書類
 - ・自ら所有している場合は、購入契約書、納品書、領収書、購入証明書等のうち、いずれかの写し
 - ・自ら所有権を有していない場合は、借用契約書、共同使用規定書、管理要領書等のうち、いずれかの写し
2. フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を示す書類
 - ・申請書に記載された以下の事項について、それを示す書類として、取扱説明書、仕様書、カタログ等の写しが必要です。

フロン類回収設備の種類

CFC用、HCFC用、HFC用、CFC・HCFC用、CFC・HFC兼用、HCFC・HFC兼用、CFC・HCFC用・HFC兼用

回収設備の能力

200g/min未満、200g/min以上

登記事項証明書及び住民票の写し等にあつては、申請日の3か月前以降に発行されたものとする。

（参考）回収する設備の種類の変更については、台数が増減した場合であつて、設備の種類の変更を伴わない場合（下表のケース2）は、届出が不要です。

表 フロン類回収設備の種類の変更について

	変更前		変更後		届出
ケース1	CFC用	1台	CFC用	0台	必要
	HCFC用	1台	HCFC用	0台	
	CFC・HCFC兼用	0台	CFC・HCFC兼用	1台	
ケース2	CHC・HCFC兼用	1台	CHC・HCFC兼用	2台	不要

4 登録の更新（様式第1）

5年ごとに更新を受けなければ、その効力を失います。

なお、登録の更新申請の際に提出する書類は、登録申請の場合と同じです。

5 廃業等の届出（別紙様式）

次のいずれかに該当することとなった場合は、その日から30日以内に廃業等届を提出しなければなりません。

なお、廃止を届け出る際には、該当するに至った日までの回収量等について、当該年度の報告を併せて提出してください。

該当する事項	届出者
ア 第一種フロン類回収業を廃止した場合	第一種フロン類回収業者であった、個人又は法人を代表する役員
イ 死亡した場合	その相続人
ウ 法人が合併により消滅	その法人の代表する役員であった者
エ 法人が破産により解散	その破産管財人
オ 法人が合併及び破産以外の理由により解散	その清算人

第一種フロン類回収業者変更届出書

年 月 日

福井県知事 西川 一誠 殿

（郵便番号）

住 所

氏 名

印

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

登録番号

第一種フロン類回収業に係る以下の事項について変更したので、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第13条第1項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容		
変更理由		

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第3（第11条関係）

第一種フロン類回収業者のフロン類回収量等に関する報告書

年 月 日

福井県知事 西川 一誠 殿

（郵便番号）

住 所

氏 名

印

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

登録番号

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第22条第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。

C F C						
	(1)エアコンディショナー		(2)冷蔵機器及び冷凍機器		(3)合計	
	整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等
C F Cを回収した第一種特定製品の台数	台	台	台	台	台	台
回収した量	kg	kg	kg	kg	kg	kg
年度当初に保管していた量					kg	kg
フロン類破壊業者に引き渡した量					kg	kg
自ら再利用した量					kg	kg
第7条に規定する者に引き渡した量					kg	kg
年度末に保管していた量					kg	kg
H C F C						
	(1)エアコンディショナー		(2)冷蔵機器及び冷凍機器		(3)合計	
	整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等
H C F Cを回収した第一種特定製品の台数	台	台	台	台	台	台
回収した量	kg	kg	kg	kg	kg	kg
年度当初に保管していた量					kg	kg
フロン類破壊業者に引き渡した量					kg	kg
自ら再利用した量					kg	kg
第7条に規定する者に引き渡した量					kg	kg
年度末に保管していた量					kg	kg
H F C						
	(1)エアコンディショナー		(2)冷蔵機器及び冷凍機器		(3)合計	
	整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等
H F Cを回収した第一種特定製品の台数	台	台	台	台	台	台
回収した量	kg	kg	kg	kg	kg	kg
年度当初に保管していた量					kg	kg
フロン類破壊業者に引き渡した量					kg	kg
自ら再利用した量					kg	kg
第7条に規定する者に引き渡した量					kg	kg
年度末に保管していた量					kg	kg

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
 3 原則として、 + = + + + 、 + = + + + 、 + = + + + となるようにすること。

第一種フロン類回収業者の廃業等届出書

年 月 日

福井県知事 西川 一誠 殿

(郵便番号)

住 所

氏 名

印

(法人にあっては、名称及び代表者氏名)

電話番号

登録番号

第一種フロン類回収業については、廃止（死亡、合併により消滅、破産により解散、合併及び破産以外の理由により解散）したので、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第 15 条第 1 項の規定により、届け出ます。

廃業等の理由	
廃業等年月日	

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

